

慶弔規定（団、育成会共通）

設定 平成15年4月24日

1. 慶弔意をあらわすことは、結婚・葬儀・叙勲・公的な褒賞・その他特別な出来事のみとする。
七五三・成人・入学・卒業・入社・引越・出産・開店などについては、団としては行なわない。
2. 上記の特別な出来事は、前例とせず、その都度審議する。
3. 慶弔の基準は、以下のとおりとする。
 - 1等…育成会長・団委員長・隊長・特に功績が顕著であった者・団の活動が原因となった場合
登録の続いている元育成会長・元団委員長・元隊長のうち在任期間の合計が5年以上であった者
 - 2等…育成会役員・団員（団委員・隊長以外の隊指導者・組指導者・補助者・スカウト）
登録の続いている元育成会長・元団委員長・元隊長のうち在任期間の合計が5年未満であった者
 - 3等…育成会員・団員の一等親（同居または近隣）
特に依頼のあった者
 - 4等…団員の同居家族・関係団体の役員・団員の一等親（遠方の）
登録の外れた元育成会長・元団委員長・元隊長のうち在任期間の合計が5年以上であった者
 - 5等…上記以外の者
4. 慶弔意は、以下のとおり表わす。
 - 1等…団をあげて実施する。（葬儀に際しては、団葬または、追悼集会を行なう。）
 - 2等…団をあげて実施する。（葬儀に際しては、追悼集会を行なう。）
 - 3等…団をあげて全面的に協力する。
 - 4等…団の成人により必要に応じて協力する。
 - 5等…代表者若干名により慶弔意をあらわす。
5. 団の規定と言えども相手の意向を第一に尊重すること。（知らされない場合も含む）
6. 団としての慶弔金は、一律10000円とする。
7. 団、隊活動が原因で発病もしくは負傷した場合は見舞金として3000円もしくは相当の品物を贈る
8. 育成会、団関係者で特に功労のあった者に対しては、連盟・地区に表彰方申請すると同時に団より感謝状をもってその意を表す。
9. 上記に不都合がある場合は、団委員会で審議する。
10. 個人名では、団会計より慶弔金として支出はしない。ただし、事情により団委員会で審議し補助を行なうことができる。
11. 団葬、追悼集会を行う場合原則として制服を着用する。
12. 本慶弔規定は、平成15年9月28日より施行する。